

# ○インターネット異性紹介事業関係事務取扱要綱の制定について

(平成20年11月25日岩生環518号警察本部長)

[沿革]平成24年6月岩生環第166号、30年10月岩少第346号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第52号）並びに同法関係法令が施行されることに伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成20年12月1日から施行するので、事務処理上遺漏のないようされたい。

別添

## インターネット異性紹介事業関係事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及び次に掲げる関係法令に基づく届出事務等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「政令」という。）
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）

(事前相談等)

第2 署長は、インターネット異性紹介事業の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から、インターネット異性紹介事業の届出に伴う相談等を受けたときは、同業の欠格事由、届出の手続き及び必要な書類等について指導するとともに、インターネット異性紹介事業関係相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしなければならない。

(開始届出書の受理)

第3 署長は、届出者から、法第7条第1項の規定により事業開始届出書（規則別記様式第1号、以下「届出書」という。）及び規則第1条3項に定める添付書類の提出を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な添付書類が添付されているか確認した上で当該届出書に日付印を押印しなければならない。

2 前項の審査を行った結果、届出書又は添付書類と事実とが相違している場合は、明らかに虚偽の届出であると認めるときを除き、直ちに届出者に対し、当該届出書の補正を求めなければならない。

3 審査の結果、相違がなければ、届出に係る事項をインターネット異性紹介事業受理台帳（様式第2号）に搭載しなければならない。

4 署長は、届出書の副本を、速やかに少年課長に送付しなければならない。

（届出に係る調査）

第4 署長は、提出された届出書等に基づき、事実との相違及び法第8条に規定されている欠格事由該当の有無について、市町村役場等の関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査は、インターネット異性紹介事業（開始届出・変更届出）調査書（様式第3号）により行うとともに、届出者及び届出者が法人である場合は役員全員について、前科調査照会書（様式第4号）により市町村役場に前科照会しなければならない。

3 調査の結果、届出者が欠格事由に該当するものであると認めるときの手続きについては、第8の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

（廃止等の届出書の受理）

第5 署長は、法第7条第2項の規定により、事業廃止届出書（規則別記様式第2号）及び届出事項変更届出書（規則別記様式第3号）規則第1条第3項に定める添付書類の提出を受けたときは、第3及び第4の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

（届出受理番号の付し方）

第6 署長は、届出書、事業廃止届出書及び届出事項変更届出書の提出を受けた場合、次により受理番号を付さなければならない。

(1) 事業開始届出書の受理番号については、11桁とし、先頭2桁を都道府県コード（当県は21）、その次の2桁を事業開始届出書を受理した西暦年の下2桁、その後、4桁の各都道府県の一連番号、末尾3桁は「000」を付すものとする。

(2) 事業廃止届出書の受理番号については、先頭8桁を当該廃止事業者の事業開始届出書に付された受理番号の先頭8桁と同一とし、末尾3桁に「999」を付すものとする

(3) 届出事項変更届出書の受理番号については、先頭8桁を当該変更届出事業者の事業開始届出書に付された受理番号の先頭8桁と同一とし、末尾3桁は当該変更届出事業者の届出事項変更届出書の届出回数の一連番号を3桁の数字で付すものとする。

（指示）

第7 署長は、法第13条の規定により、インターネット異性紹介事業者に対して指示をするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定める弁明通知書による通知、弁明書の提出又は弁明調書の作成

等の手続を経た後に、指示書（規則別記様式第4号）を交付して行わなければならない。

2 弁明通知書及び指示書を交付したときは、インターネット異性紹介事業者から弁明通知書等受領書（様式第5号）を徴収しなければならない。

（営業停止等の上申）

第8 署長は、法第14条の規定により、インターネット異性紹介事業者に対して営業の停止又は廃止の行政処分の必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞規則に定める弁明通知書による通知、弁明書の提出又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、関係書類を添付の上、インターネット異性紹介事業行政処分上申書（様式第6号）により、少年課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

（行政処分の決定）

第9 少年課長は、公安委員会が行政処分を決定したときは、命令書（規則別記様式第5号）をインターネット異性紹介事業者に交付し、弁明通知書等受領書を徴収しなければならない。

第10 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警本部長訓令第12号）により専決事項を処理したときは、月毎に専決事項処理報告書（様式第7号）により、毎月5日までに少年課長を経由して本部長に報告しなければならない。



## インターネット異性紹介事業届出台帳

その1

警察署

受 理 番 号	第 _____ 号 (変更/廃業届出受理番号) 第 _____ 号 第 _____ 号 第 _____ 号 第 _____ 号	受 理 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (変更等届出受理月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(ふりがな) 氏名又は名称	_____ ----- _____		
(ふりがな) 広告又は宣伝 をする場合に 使用する呼称	1	_____ ----- _____	
	2	_____ ----- _____	
	3	_____ ----- _____	
事務所の所在地	_____ _____ _____		
事務所の電話 番号	_____ _____		
事務所のメー ルアドレス	_____ _____		
児童でないこ との確認方法	_____ _____		
送信元識別符 合 (URL)	_____ _____		
事業を開始し ようとする日	_____ _____		



【その3：児童でないことの確認において、識別符合付与を委託している場合のみ、当該委託を受ける者について記載】

(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所				
識別符合付与 業務の委託を 受ける者が法 人の場合	代表者	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	役員等	(ふりがな) 氏 名	-----	
		住 所		
	業務実施の 方法			
	備 考			





## インターネット異性紹介事業（開始届出・変更届出）調査書

受付年月日

年

月

日

届出者	住所（法人は事務所所在地）  氏名（法人は名称、代表者氏名）  事務所の名称  事務所の所在地	
開始届出書又は変更届出書記載事項の事実の相違	<p>【開始届出関係】</p> <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 広告宣伝に使用する呼称 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 事務所の電話、メールアドレス <input type="checkbox"/> 児童でないことの確認方法 <input type="checkbox"/> 送信元識別符合（URL） <input type="checkbox"/> 事業開始年月日 （法人の場合のみ） <input type="checkbox"/> 代表者、役員等の住所及び氏名 （児童でないことの確認において、識別符合付与を委託している場合のみ、当該委託を受けている者） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所 <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法 （委託を受ける者が法人の場合のみ） <input type="checkbox"/> 役員等の住所、氏名 <input type="checkbox"/> 業務の実施方法	<p>【届出事項変更届出関係】</p> <input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 広告宣伝に使用する呼称 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 変更年月日、変更の事由 （氏名又は名称及び住所に変更があった場合） <input type="checkbox"/> 新旧の氏名又は名称及び住所 （新旧の広告宣伝に使用する呼称に変更があった場合） <input type="checkbox"/> 新旧の呼称 （事務所の所在地等に変更があった場合） <input type="checkbox"/> 新旧の所在地、電話番号、メールアドレス （法人の場合のみ） <input type="checkbox"/> 新旧の代表者又は役員等の氏名等 （児童でないことの確認の方法に変更があった場合） <input type="checkbox"/> 新旧の確認方法 <input type="checkbox"/> 新旧の送信元識別符合（URL） （児童でないことの確認において、識別符合付与を委託している場合のみ当該委託を受けている者） <input type="checkbox"/> 新旧の氏名又は名称 （委託を受ける者が法人の場合のみ） <input type="checkbox"/> 新旧の役員等の住所、氏名
添付書類の具備	<p>【個人の場合】</p> イ 住民票の写し（本籍の記載のあるもの、外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 ハ 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 ニ 未成年の場合、法定代理人の許可を受けていることを証する書面（児童でない未成年による相続で法定代理人の許可を受けてない場合は、法定代理人のイからニに係る書面）	<p>【法人の場合】</p> イ 定款及び登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員に係る住民票の写し（本籍の記載のあるもの、外国人にあっては、国籍等の記載のあるもの） ハ 役員に係る欠格事由に該当しない旨の誓約書 ニ 役員に係る成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書

<p>欠格事由該当の有無</p>	<p> <input type="checkbox"/> 調査内容のいずれにも該当しない。  <input type="checkbox"/> 調査内容のいずれかに該当する。            [調査内容]            1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者            2 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者            3 最近5年間に法第15条の規定による処分に違反した者            4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者            5 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記1から4までのいずれかに該当する者            6 法人で、その役員のうちに前記1から4までのいずれかに該当する者がいる場合         </p>
<p>その他参考事項</p>	
<p>許否の意見</p>	
<p>調査者</p>	<p>警察署 階級 氏名 ,</p>

第 号  
年 月 日

市（区）町村長 殿

警察署長

印

### 前科調査照会書

本籍	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の者は、下記○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査・記入願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また、該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

#### 記

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条
- 2 質屋営業法第3条
- 3 古物営業法第4条
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条
- 5 警備業法第3条
- 6 探偵業法第3条
- 7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条
- 8 その他（ ）

（注：根拠条文を必ず明記すること。）

警察署所在地

（担当 生活安全課 ， ）

電話（ ） —

別紙

年 月 日

警察署長 殿

市（区）町村長

前科調査回答書

年 月 日付

生安発第

号により照会のあ

った者に係る前科について、下記のとおり回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当事項あり、次のとおり。

本籍						
訂正						
氏名、生年月日	年 月 日生					
訂正						
前科	言渡 年月日	確定 年月日	裁判所	罪名	刑名 刑期 罰金額	恩赦、刑の執行 停止の有無等 刑終了の日

備考 本籍及び氏名、生年月日の欄は、照会署において記入すること。

## 弁明通知書等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住 所

---

氏 名

---

次のとおり、○印をした書類を受領しました。  
記

- 1 弁明通知書（岩公委（            生安）発第            号）            1 通  
ただし、            年    月    日付の            あて名義のもの
- 2 指示書（岩公委（            生安）発第            号）            1 通  
ただし、            年    月    日付の            あて名義のもの
- 3 命令書（岩公委発第            号）            1 通  
ただし、            年    月    日付の            あて名義のもの

生安発第 号  
年 月 日

岩手県公安委員会 殿

警察署長

インターネット異性紹介事業行政処分上申書

被 上 申 者	商号、名称又は氏名			
	住所・氏名・生年月日 (法人にあつては代表者)			
	営業所の所在地 名 称			
	届出年月日	年 月 日	番 号	
行政処分を必要とする 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			



生安発第 号

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

警察署長

### 専決事項処理結果報告書

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）に基づく、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の専決事項を下記のとおり処理したので関係書類を添付の上、報告する。

#### 記

処 理 し た 専 決 事 項 の 内 容	関係法令の条項
<input type="checkbox"/> 開始届出書の受理	件 法第7条第1項
<input type="checkbox"/> 廃止届出の受理及び届出事項の変更届出書の受理	件 法第7条第2項
<input type="checkbox"/> インターネット異性紹介事業者に対する指示	件 法第13条 法第15条第2項第1号